



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*66 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (出納室)

○ 告示

- 652 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 653 " (")
- 654 " (")
- 655 " (")
- 656 " (")
- 657 " (")
- 658 " (")
- 659 " (")
- 660 " (")
- 661 " (")
- 662 " (")
- 663 " (")
- 664 " (")
- 665 " (")
- 666 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 667 " (")
- 668 生活保護法による介護機関の指定 (福祉保健総務課)
- 669 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)
- 670 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (")
- 671 児童福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (")
- 672 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
- 673 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
- 674 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
- 675 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更 (")
- 676 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更 (")

- (")
- 677 児童福祉法による指定居宅支援事業者の変更 (")
- 678 貸金業の登録の取消し (商工労働総務課)
- 679 " (")
- 680 " (")
- 681 貸金業の業務の停止 (")
- 682 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
- 683 換地計画の決定 (農村計画課)
- 684 " (")
- 685 保安林の指定の解除 (森林整備課)
- 686 河川敷地の公用廃止 (河川課)
- 687 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 688 和歌山下津港港湾計画の変更 (振興課)

○ 公安委員会告示

*25 道路交通法施行令の規定に基づく聴聞等の公示をする掲示板の設置場所

○ 公告

- 入札公告 (下水道課)
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)
- " (")

規 則

和歌山県規則第66号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則(平成7年和歌山県規則第87号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	日高郡	日高町
		美浜町
		川辺町

	中津村	を	日高郡
	美山村		
	龍神村		
西牟婁郡	中辺路町		
	大塔村		

日高町
美浜町
日高川町

に改める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第652号

和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期
平成15年4月28日から平成16年11月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字北又の一部地区
- 5 認証年月日
平成17年3月28日

和歌山県告示第653号

和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡九度山町

- 2 調査を行った時期
平成15年4月28日から平成16年11月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡九度山町大字下古沢の一部地区
- 5 認証年月日
平成17年3月28日

和歌山県告示第654号

和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県那賀郡貴志川町
- 2 調査を行った時期
平成15年5月1日から平成17年1月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県那賀郡貴志川町大字岸宮の一部地区
- 5 認証年月日
平成17年3月28日

和歌山県告示第655号

和歌山県那賀郡岩出町大字根来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県那賀郡岩出町
- 2 調査を行った時期
平成14年4月23日から平成17年1月24日まで
- 3 成果の名称
和歌山県那賀郡岩出町大字根来の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県那賀郡岩出町大字根来の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月28日

和歌山県告示第656号

和歌山県有田市宮原町畑・道の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田市

2 調査を行った時期

平成15年6月23日から平成17年2月22日まで

3 成果の名称

和歌山県有田市宮原町畑・道の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田市宮原町畑・道の各一部地区

5 認証年月日

平成17年3月28日

和歌山県告示第657号

和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期

平成15年5月1日から平成17年2月16日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町東本庄の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月28日

和歌山県告示第658号

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区における地籍調

査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期

平成15年5月1日から平成17年2月16日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町清川の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月28日

和歌山県告示第659号

和歌山県東牟婁郡古座川町大字直見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町

2 調査を行った時期

平成15年5月8日から平成16年12月17日まで

3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡古座川町大字直見の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡古座川町大字直見の一部地区

5 認証年月日

平成17年3月28日

和歌山県告示第660号

和歌山県和歌山市広原、吉原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

<p>和歌山県和歌山市</p> <p>2 調査を行った時期 平成15年6月9日から平成16年12月28日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県和歌山市広原、吉原の各一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県和歌山市広原、吉原の各一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成17年3月28日</p> <hr/> <p>和歌山県告示第661号</p> <p>和歌山県海草郡野上町動木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成17年4月8日 和歌山県知事 木村良樹</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県海草郡野上町</p> <p>2 調査を行った時期 平成15年5月1日から平成17年2月14日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県海草郡野上町動木の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県海草郡野上町動木の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成17年3月28日</p> <hr/> <p>和歌山県告示第662号</p> <p>和歌山県伊都郡かつらぎ町大字背ノ山・窪・萩原の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成17年4月8日 和歌山県知事 木村良樹</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県伊都郡かつらぎ町</p> <p>2 調査を行った時期 平成14年5月13日から平成17年2月10日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字背ノ山・窪・萩原の各一部地区の地籍図及び地籍簿</p>	<p>4 調査を行った地域 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字背ノ山・窪・萩原の各一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成17年3月28日</p> <hr/> <p>和歌山県告示第663号</p> <p>和歌山県橋本市神野々の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成17年4月8日 和歌山県知事 木村良樹</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県橋本市</p> <p>2 調査を行った時期 平成14年4月25日から平成17年1月18日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県橋本市神野々の一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県橋本市神野々の一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成17年3月28日</p> <hr/> <p>和歌山県告示第664号</p> <p>和歌山県橋本市神野々・岸上の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。</p> <p>平成17年4月8日 和歌山県知事 木村良樹</p> <p>1 調査を行った者の名称 和歌山県橋本市</p> <p>2 調査を行った時期 平成14年4月25日から平成17年1月19日まで</p> <p>3 成果の名称 和歌山県橋本市神野々・岸上の各一部地区の地籍図及び地籍簿</p> <p>4 調査を行った地域 和歌山県橋本市神野々・岸上の各一部地区</p> <p>5 認証年月日 平成17年3月28日</p> <hr/> <p>和歌山県告示第665号</p>
---	--

和歌山県西牟婁郡大塔村大字合川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡大塔村
- 2 調査を行った時期
平成14年6月1日から平成17年1月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡大塔村大字合川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡大塔村大字合川の一部地区
- 5 認証年月日
平成17年3月28日

和歌山県告示第666号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年5月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年3月14日
- 2 名称
特定非営利活動法人W O O P 研究会
- 3 代表者の氏名
山中昇
- 4 主たる事務所の所在地

和歌山市田中町5丁目3番23号アンビアンテ田中町ビル806号室

5 定款に記載された目的

この法人は、国民に対して、質の高い臨床研究に関する事業を行い、医療・福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第667号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成17年5月17日まで縦覧に供する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年3月17日
- 2 名称
特定非営利活動法人ひだまり
- 3 代表者の氏名
阪本弘子
- 4 主たる事務所の所在地
那賀郡岩出町大字野上野529番地の2
- 5 定款に記載された目的
この法人は「地域とともに」をスローガンに全ての人々に対して、介護、福祉に関する事業を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第668号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人博寿会	橋本市東家6丁目7-26	訪問看護ステーションソレイユ	橋本市東家6-7-11	訪問看護	平成16.12.20

和歌山県告示第669号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届

出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
---------	--------	------------	--------	--------	---------	---------	-------

30000100 074115	有限会社サザン クロスありだ	有田市野699番地	石垣泰伸	サザンクロスたなべ	田辺市上屋敷3丁目3 番25	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚) ・日常生活支 援	平成 17.3.1
--------------------	-------------------	-----------	------	-----------	-------------------	--	--------------

和歌山県告示第670号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出

があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所 番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	廃止 年月日
30000200 088114	有限会社サザン クロスありだ	有田市野699番地	石垣泰伸	サザンクロスたなべ	田辺市上屋敷3丁目3 番25	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.3.1

和歌山県告示第671号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があ

ったので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所 番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
30000300 053117	有限会社サザン クロスありだ	有田市野699番地	石垣泰伸	サザンクロスたなべ	田辺市上屋敷3丁目3 番25	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚・ 知的)	平成 17.3.1

和歌山県告示第672号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したの

で、同法第17条の23第1号に基づき公示する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所 番号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
30000100 030117	有限会社とみた	岩出町紀泉台432	富田修子	ホームヘルパー ステーションとみた	岩出町紀泉台432	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・日常生活支 援	平成 17.4.1
30000100 163116	社会福祉法人桃 郷	桃山町調月58番地 の3	船木孝明	歩歩サークル	岩出町新田広芝97番 14	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・日常生活支 援	平成 17.4.1
30000100 164114	特定非営利活動 法人リトルハン ド	橋本市隅田町真土 187番4号	田中康嗣	特定非営利活動法 人リトルハンド	橋本市隅田町真土187 番4号	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚・ 全身性) ・日常生活支 援	平成 17.4.1

和歌山県告示第673号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号に基づき公示する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指定 年月日
30000200 045114	有限会社とみた	岩出町紀泉台432	富田修子	ホームヘルパー ステーションとみた	岩出町紀泉台432	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助	平成 17.4.1
30000200 203119	社会福祉法人 桃郷	桃山町調月58番地 の3	船木孝明	歩歩サークル	岩出町新田広芝97 番14	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1
30000200 204117	特定非営利活 動法人リトル ハンド	橋本市隅田町真土 187番4号	田中康嗣	特定非営利活動法 人リトルハンド	橋本市隅田町真土 187番4号	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.4.1

和歌山県告示第674号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第21条の23第1号に基づき公示する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所在地	代表者の 氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指定 年月日
30000300 009119	有限会社とみた	岩出町紀泉台432	富田修子	ホームヘルパー ステーションとみた	岩出町紀泉台432	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助	平成 17.4.1
30000300 147117	特定非営利活 動法人リトル ハンド	橋本市隅田町真土 187番4号	田中康嗣	特定非営利活動法 人リトルハンド	橋本市隅田町真土 187番4号	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚・ 全身性・ 知的)	平成 17.4.1

和歌山県告示第675号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 事 業 所	変 更 事 項	新	旧	変 更 年 月 日
社会福祉法 人山水会サ ンパル	事業所の 所在地	那賀郡粉河 町粉河416 3-2	那賀郡粉 河町粉河 4171	平成 17.2.7

和歌山県告示第677号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 事 業 所	変 更 事 項	新	旧	変 更 年 月 日
社会福祉法 人山水会サ ンパル	事業所の 所在地	那賀郡粉河 町粉河416 3-2	那賀郡粉 河町粉河 4171	平成 17.2.7

和歌山県告示第676号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 事 業 所	変 更 事 項	新	旧	変 更 年 月 日
社会福祉法 人山水会サ ンパル	事業所の 所在地	那賀郡粉河 町粉河416 3-2	那賀郡粉 河町粉河 4171	平成 17.2.7

和歌山県告示第678号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 恵商事
- 2 氏名 土井弘造
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山県新宮市新宮6943番地の17
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01333号

- 5 登録年月日 平成14年5月7日
 6 行政処分の年月日 平成17年3月30日
 7 行政処分の内容 登録の取消し
 8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第38条第1項に該当するため。

和歌山県告示第679号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 イージーファイナンス
 2 氏名 森江臣明
 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市新中島118番地エクセランス新中島207号
 4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01338号
 5 登録年月日 平成14年8月15日
 6 行政処分の年月日 平成17年3月30日
 7 行政処分の内容 登録の取消し
 8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第38条第1項に該当するため。

和歌山県告示第680号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第38条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 キャッシングマート
 2 氏名 松永信
 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市谷町33番地の2グリーンプラザ谷町式番館202号
 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01352号
 5 登録年月日 平成14年12月20日
 6 行政処分の年月日 平成17年3月30日
 7 行政処分の内容 登録の取消し
 8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第38条第1項に該当するため。

和歌山県告示第681号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定により、平成17年4月2日から平成17年4月22日までの間の21日間、貸金業の業務(弁済の

受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年3月29日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 畑口商会
 2 氏名 畑口忠史
 3 主たる営業所又は事務所の所在地 西牟婁郡白浜町1332番地の21
 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01330号
 5 登録年月日 平成14年4月22日

和歌山県告示第682号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称)ニトリ和歌山店
 和歌山市北島字鶴ノ島344-1
 和歌山市狐島字南汐畑691-20
 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 宮本興産株式会社 代表取締役 宮本堯夫
 和歌山市奇合町44番地
 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社ニトリ 代表取締役 似島昭雄
 札幌市手稲区新発寒6条1丁目5番80号
 株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三
 名古屋市西区児玉三丁目35番18号
 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年11月23日

和歌山県知事 木村良樹

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
11,194㎡
- 6 駐車場の収容台数
401台
- 7 駐輪場の収容台数
210台
- 8 荷さばき施設の面積
505㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
55㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
株式会社ニトリ 開店時刻10時、閉店時刻午後9時
株式会社アルペン 開店時刻午前9時、閉店時刻午後9時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
ニトリ棟西側 午前8時から午後9時まで
アルペンB棟南西側 午前6時から午後7時まで
アルペンB棟南東側 午前6時から午後6時まで
- 14 届出年月日
平成17年3月23日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成17年4月8日から平成17年8月8日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成17年4月9日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県庁農林水産部農業政策局農村計画課、伊都振興局農林水産振興部農地課及び橋本市役所掲示場

和歌山県告示第684号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営中山間地域総合整備事業恋野地区2-2、-3、-4号団地につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成17年4月9日から平成17年5月12日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県庁農林水産部農業政策局農村計画課、伊都振興局農林水産振興部農地課及び橋本市役所掲示場

和歌山県告示第685号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市新庄町字中橋谷225の76・225の89(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第686号

河川工事により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成17年4月8日

和歌山県告示第683号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営中山間地域総合整備事業恋野地区3-4・6号団地につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 河川の名称 二級河川芳養川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成17年4月8日
- 3 廃川敷地の位置 田辺市芳養字田尻2301-1他10筆 地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地 6,090.07㎡

和歌山県告示第687号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 申住氏 者所名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2825	有田市辻堂 字大芝708 番地の一部	有田市糸我町 西588番地 株式会社南元 代表取締役 宮井俊行	平成 17. 3. 30	4.30	35.00

和歌山県告示第688号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、和歌山下津港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成17年4月8日

和歌山下津港港湾管理者和歌山県
代表者 和歌山県知事 木村良樹

1 港湾計画の変更の概要

平成9年和歌山県告示第1150号によりその概要を公示した和歌山下津港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 小型船だまり計画（追加）

遊漁船のための小型船だまりを次のとおり計画する。

内港地区

泊地 水深2m 面積1ha（追加）

物揚場 水深2m 延長570m（追加）

ふ頭用地 面積1ha（追加）

(2) 土地造成及び土地利用計画（追加）

港湾施設の計画に対応するため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

（単位：ヘクタール）

地区名	ふ頭 用地	港湾 関連 用地	都市機 能用地	緑地	合計
内港 地区	(1) 3	3	1	1	(1) 7

(注) 1. () は、土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3. 今回の変更に係る区域についてのみ記述した。

2 港湾計画の縦覧の場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県県土整備部港湾空港振興局振興課

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第25号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第39条第2項の規定に基づく意見の聴取並びに道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の2の2の規定に基づく聴聞の期日及び場所の公示をする和歌山県公安委員会の掲示板の設置場所を次のように定め、平成17年4月8日から施行する。

平成6年和歌山県公安委員会告示第48号（道路交通法施行令の規定に基づく聴聞等の公示をする掲示板の設置場所）は、平成17年4月8日限り廃止する。

平成17年4月8日

和歌山公安委員会委員長 大岡 淳 人
和歌山市西1番地

交通センター庁舎前

公 告

入札公告

紀の川中流流域下水道（那賀処理区）那賀浄化センター水処理施設等築造工事の入札に参加を希望する者は、次により技術資料を提出されたく公募する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

1 工事の概要

(1) 工事名 平成17年度国債流下管第2号

紀の川中流流域下水道（那賀処理区）那賀浄化センター水処理施設等築造工事

(2) 工事場所 那賀郡岩出町中島地内

(3) 工事概要

(1) 建築工事

水処理施設上屋建築工（電気室、脱臭機室、換気ファン室及び階段室）1式

規模・構造 鉄筋コンクリート造、地上1階

建築面積：504.66㎡ 延べ床面積 373.47㎡

(2) 土木工事

水処理施設(最初沈殿池、生物反応槽及び最終沈殿池)1式

管廊、初期対策管及び導水管1式

(今回の計画下水量9,075㎡/日、全体の計画下水量72,600㎡/日)

(4) 工期 960日間

(5) 予定価格 1,215,400,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(6) 調査基準価格 969,777,900円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(7) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

(8) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を義務付ける契約後V E方式工事である。

2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

(1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

ウ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

エ 法第3条に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過し、和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成15年10月14日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事について総合点数が、和歌山県内に主たる営業所を有する者にとっては土木一式工事で850点以上、その他の者にとっては土木一式工事で1200点以上であること。

オ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年8月1日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

カ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ク 建築工事の監理技術者資格を有する主任技術者を、建築工事の着手時から完了したことが確認できるまでの期間は専任で配置すること。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一共同企業体の構成員数は、3者であること。

イ 一構成員当たりの出資比率は、20%以上であること。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

エ 一共同企業体の構成員には、和歌山県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する総合点数が土木一式工事で1250点以上及び建築一式工事で900点以上で、かつ、平成7年度以降に元請として、次の(ア)又は(イ)に該当する工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

(ア)下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受ける終末処理場の土木工事(ただし、現場打鉄筋コンクリート造による水槽構造物に限る。)

(イ)処理水量が4530m³/日以上で地方公共団体等の発注した下水道類似施設等(農業集落排水処理施設、地域し尿処理施設(コミュニティプラント)等)の土木工事(ただし、現場打鉄筋コンクリート造による水槽構造物に限る。)

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降に元請として、オの(ア)又は(イ)に掲げる工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。)としての施工実績(施工中のものを除く。)をもつ専任の監理技術者を配置すること。

キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 技術資料の作成及び提出に係る事項

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年4月8日(金)から平成17年4月21日(木)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで。

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県土整備部河川・下水道局下水道課

電話 073-441-3200(直通)

(2) 技術資料の提出方法

提出は、受付期限までに直接受付場所に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

(3) 技術資料の受付期間及び受付場所

- ア 受付期間 (1) のアに同じ。
- イ 受付場所 (1) のイに同じ。

4 技術資料の審査に関する事項等

(1) 指名審査について

指名に係る審査基準は、和歌山県建設工事指名競争入札参加者指名要綱（平成15年8月25日制定）に基づき審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術及び指名審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 平成7年度以降に元請として、次の(ア)又は(イ)に該当する工事の施工実績 (ア) 下水道法の適用を受ける終末処理場の土木工事（ただし、現場打鉄筋コンクリート造による水槽構造物に限る。） (イ) 処理水量が4530m ³ /日以上で地方公共団体等の発注した下水道類似施設等（農業集落排水処理施設、地域し尿処理施設（コミュニティプラント）等）の土木工事（ただし、現場打鉄筋コンクリート造による水槽構造物に限る。）
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降に元請として、次の(ア)又は(イ)に該当する工事の施工実績 (ア) 下水道法の適用を受ける終末処理場の土木工事（ただし、現場打鉄筋コンクリート造による水槽構造物に限る。） (イ) 処理水量が4530m ³ /日以上で地方公共団体等の発注した下水道類似施設等（農業集落排水処理施設、地域し尿処理施設（コミュニティプラント）等）の土木工事（ただし、現場打鉄筋コンクリート造による水槽構造物に限る。） 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任技術者）

5 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

6 指名業者の公表について

指名業者については、入札執行後に公表するものとする。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	有田郡金屋町大字宇井苔字神出251番の一部、252番の一部、253番の一部、254番の一部
許可を受けた者の住所及び氏名	有田郡金屋町大字中井原509番地 株式会社再生工場 代表取締役 滝俊幸

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成17年4月8日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	那賀郡岩出町大字堀池字中池8番3、9番1、13番、14番1、14番5、16番、17番、17番1、15番1
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市雑賀屋町東ノ丁20番地 和歌山ダイハツ販売株式会社 代表取締役 宮本祐史